

3 農振第2444号
国都緑環第72号
令和4年2月21日

各都道府県知事
各指定都市の長 } 殿

農林水産省農村振興局長

国土交通省都市局長

ユニバーサル農園の整備・利用の推進について

良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する市民農園については、これまでも農林水産省及び国土交通省が連携して推進してきたところである。

近年、我が国の農業の現場においては、農業従事者の高齢化等によるリタイアが進む一方で、その後継者が不足していることや、条件不利地域における担い手への集積・集約化が進みにくいことなどに起因する労働力の不足を背景として、荒廃農地が発生している状況にある。他方、福祉の現場においては、障害者等の就労先の確保、工賃の引上げへの対応のほか、障害者、働きづらさや生きづらさ抱えている者、生活困窮者等の自信・生きがいの創出、社会参画の実現等の社会的課題の解決に向けた取組を進めていく必要がある。

このため、農林水産省は、これまでも法務省、文部科学省及び厚生労働省と連携し、農業を福祉の分野と組み合わせ、農業経営の発展を図るとともに、障害者等の自信・生きがいの創出や社会参画の実現という新たな価値を創造する「農福連携」の取組を推進しているところである。さらに、令和4年度から、この方向を推し進め、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、就農を希望する多世代・多属性の者に対して農業体験活動を提供するユニバーサル農園の導入を促進することで、農業に携わることを通じた自信・生きがいの創出、社会参画の実現等の様々な社会的課題の解決につなげるとともに、貴重な地域資源である農地の農業上の利用の維持・拡大にもつなげることとしている。

このような状況下で、ユニバーサル農園については、市民農園制度等を活用して開設することも可能となっているため、その整備・利用が円滑に進むよう、留意事項を取りまとめて通知することとしたので、既に発出されている次の各通知による

ほか、下記事項について御了知の上、貴管内関係機関に対して周知をお願いするとともに、ユニバーサル農園の整備・利用の積極的な推進をお願いする。

- 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について（平成元年9月11日付け元構改B第1014号農林水産事務次官依命通知）
- 市民農園整備促進法の運用について（平成2年9月20日付け2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知）
- 耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産された余剰農産物の販売について（平成23年12月22日付け23農振第1970号農林水産省農村振興局長通知）
- 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について（平成30年8月31日付け30農振第1660号農林水産省農村振興局長通知）

記

第1 趣旨

ユニバーサル農園は、障害者、生活困窮者、ひきこもり、触法者その他の子どもから高齢者までの多世代・多属性の者に対して、農業体験活動を通じた交流・参画する場を提供するとともに、予防・リハビリ効果の発揮を通じた高齢者や障害者の健康増進や生きがいづくり、癒しを提供する効果の発揮を通じた精神的な不調を抱える若年層等の精神的健康の確保、社会参画を促す効果等の発揮を通じた生きづらさ・働きづらさを抱える者への職業訓練の場の提供など、農業体験活動を通じて様々な社会的課題を解決するための取組である。

また、ユニバーサル農園での活動を通じ、障害者等における農業現場での雇用・就労に対する意欲の高まりや、農園で生産された農産物の子ども食堂やフードバンクへの提供といった食の支援が期待され、さらには、多世代・多属性の者が農業の持つ多面的な機能に触れることにより、その価値が広く認知されるとともに、ユニバーサル農園の整備・利用を推進することにより、農地の利用の維持・拡大も期待されるものである。

本通知は、ユニバーサル農園の整備・利用を推進する観点から、その開設に当たって留意すべき事項を取りまとめたものである。

第2 定義

この通知において「ユニバーサル農園」とは、誰もが農業体験を通じた農業の持つ多面的な機能を享受でき、障害者、生活困窮者、ひきこもり、触法者その他の子どもから高齢者までの多世代・多属性の者が交流・参画する農園をいう。

第3 ユニバーサル農園の整備・推進に当たっての留意事項

1 基本的な考え方

ユニバーサル農園の開設に当たって、開設者が農業経営の主宰権を持ち、農園利用者が農地の権利の設定又は移転（以下「農地の権利の設定等」という。）を受けない場合においては、原則自由に開設することができ、さらに、社会福祉施設の通所者や入居者に利用させる場合、企業が休職中の自社社員の職場復帰に向けたリハビリテーションに活用するなど、農園利用者を限定して運用することも可能である。

一方、農園利用者が農地の権利の設定等を受ける場合又は市民農園施設の設置などについて市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の特例の適用を受ける場合においては、特定農地貸付けに関する農地法等特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）、市民農園整備促進法又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）の承認又は認定を受ける必要がある。

2 留意事項

(1) 特定農地貸付法、市民農園整備促進法及び都市農地貸借法共通の留意事項

① 利用者の募集・選考について

特定農地貸付法第3条第3項第2号（都市農地貸借法第11条において準用する場合を含む。）に規定する「募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること」については、一般公衆に広く農業体験の機会を持ってもらうという趣旨に鑑み、特定の者のみに利用が集中することがないようにするためのものであり、本来利用者を限定すべきではないが、農園の開設趣旨に合った者を優先することは差し支えないこととされており、ユニバーサル農園の利用者の募集・選考に当たっても、高齢者や障害者を優先して募集・選考することは差し支えない。

市民農園整備促進法第7条第3項第4号においても、同様である。

なお、利用者を限定する場合等の取扱いについては、以下の例示を参考にされたい。

(参考)

1 利用者を限定する場合

例えば、社会福祉法人が自ら経営する施設の通所者や入居者に利用者を限定してユニバーサル農園を開設する場合、企業が福利厚生の一環として休職中の自社社員の職場復帰に向けたリハビリテーション（リワーク）に活用する場合等利用者を特定の者に限定する場合は、特定農地貸付法、市民農園整備促進法及び都市農地貸借法（以下この参考において「市民農園関係法」という。）を活用して農園を開設することはできない。

他方、例えば、事業主体が自ら農地の権利を取得し、通所者や入居者とともに農業経営を行い、又は市民農園関係法を活用することなく、農業者の指導の下に通所者や入居者が農業体験に参加する形態のユニバーサル農園を開設することは可能である。

2 利用者を限定しない場合

公募等により広く利用者を募るユニバーサル農園の形態であれば、高齢者や障害者の優先的な利用に配慮する場合であっても、市民農園関係法を活用して農園を開設することが可能である。

② 農産物の販売について

特定農地貸付法第2条第2項第2号の規定により、営利を目的とした農産物の栽培を行うことはできないが、自家消費を超える農産物の収穫があった場合に近隣の直売所等で販売することは、営利を目的とした栽培には該当しないと解されており、個人で販売するほか、余剰農産物を就労訓練等の社会

参加に向けた取組の一環としてユニバーサル農園利用者が共同で販売することもこれに含まれる。また、子ども食堂、生活困窮者等に食品の提供を行っているフードバンクへの農産物の提供についても差し支えない。

市民農園整備促進法第2条第2項第1号及び都市農地貸借法第10条第1号においても、同様である。

(2) 市民農園整備促進法に係る留意事項（市民農園施設の整備）

① ユニバーサル農園に整備する市民農園施設についての基本的な考え方

ユニバーサル農園の開設に当たって、高齢者や障害者の利用に合わせた必要な措置が講じられていても、市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園施設に該当する。

市民農園施設の整備に当たっては、市民農園の出入口、通路、休憩施設、駐車場、便所等について幅、傾斜、高さ等に配慮するとともに、身体障害者が使いやすいユニバーサルデザインの園芸用品を採用するほか、子どもや知的障害者の安全を確保するため、柵の整備や道具置き場の整理などにも配慮することが望ましい。

② 他法令との調整

「市民農園整備促進法の運用について」第1の6に例示されていない施設については、市民農園施設に当たらず、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可、市街化調整区域内にあっては都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発許可が必要となる場合があるため、事前に農業委員会及び市町村開発許可担当部局に相談することが望ましい。

③ 市民農園施設の整備等に関する支援措置

市民農園施設の整備等に当たっては、農林水産省の農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）、国土交通省の市民農園等整備事業等の活用が可能であるほか、令和4年度から農山漁村振興交付金（農福連携対策）において運用を拡充することとしている。

また、農山漁村においては、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県又は市町村が活性化計画を作成した場合、当該計画に記載された体験農園、滞在施設、農機具収納施設等の市民農園施設の整備に農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）を活用できるようになるほか、同法により市民農園整備促進法の手続の簡略化の特例措置を受けることが可能となる。

(3) ユニバーサル農園の運営に当たっての留意事項（指導員の配置）

農園の開設者は、利用者の利用状況の見回りや指導員の配置等により、農園の適切な利用を確保することが必要であるが、ユニバーサル農園については、高齢者や障害者の利用が多くなることが想定されるため、それらの利用者に合わせて、必要な介助者を配置するなどの措置を講ずることが望ましい。